

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和7年度川内川総合水防演習運営補助
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和7年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社プランニング松元 福岡県福岡市博多区住吉2丁目15番10号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥29,832,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥29,832,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

契約理由書

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1. 業務件名 | 令和7年度川内川総合水防演習運営補助 |
| 2. 履行場所 | 川内川河川事務所管内 |
| 3. 契約の相手方 | 会社名： 株式会社プランニング松元 |
| 4. 契約適用法令 | 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号 |

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本件は、令和7年5月11日(日)に開催を予定している「令和7年度川内川総合水防演習」の円滑な開催のため、関係機関で構成する各種会議の運営補助、演習（リハーサルを含む）の運営の補助、会場の設営・撤去、実施記録のとりまとめ等を行うものである。

2) 業務の内容

- 本業務の主な業務内容は、以下のとおりである。
- ・現地調査 1式
 - ・資料収集整理 1式
 - ・企画構成修正 1式
 - ・会議運営補助 1式
 - ・進行演出計画修正 1式
 - ・進行シナリオ（案）修正 1式
 - ・会場配置計画修正 1式
 - ・演習機材の規格資料作成及び設営 1式
 - ・演習に関する映像・音響設備設置 1式
 - ・水防演習運営補助 1式
 - ・水防演習記録集等の作成 1式

3) 隨意契約に付する理由

本業務の契約方式は、企画提案の募集を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。

参加可能業者が最低20者程度あることを確認の上、企画提案書の提出を募集したところ、申請期間内に企画競争実施にかかる説明書を5者が入手し、1者から企画提案書が提出された。

役務の企画競争の手続きにより企画提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な企画提案書の提出者の経験及び能力、配置予定管理技術者の経験及び能力、業務実施方針及び評価テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に、「実施方針・実施フロー・工程表」の「業務理解度」における目的、条件、内容が的確に記載されていること、及び評価テーマの「令和7年度川内川総合水防演習における住民の防災意識向上を行うための留意点について」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、説得力があり提案を裏付ける内容が十分に示されており、優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)
水災害予報センター長

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の四 契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせることができる。

② 前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第一百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。